



# しぶや青色

平成25年 新春号 第509号 社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428airo.jp>



## 新年の「あいさつ」

(社) 渋谷青色申告会 川口 信吾

新しい公益法人制度へのスタートの年に

・ ・ ・ 一般社団法人に移行します ・ ・ ・

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆さまにおかれましては、お健やかに新春を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

さて、近年の世界的な経済情勢の悪化、経済取引の国際化や市場開放などによる経済環境の大きな変化の中で、青色申告会の会員はもとより、小規模事業者が安心して暮らせる生活と、安定した事業経営の継続には、まだまだ厳しい環境にあります。

ところで、平成 年に施行された新公益法人制度改革につきましては、今年4月に、一般社団法人として新たなスタートを切る運びとなりました。

## 新年の「あいさつ」

渋谷税務署長 三次 直哉

平成 年の年頭に当たり、社団法人渋谷青色申告会会員の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

川口会長をはじめ役員、会員の皆様方には、平素から税務行政に對しまして、深いご理解と多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は巳年です。巳の字は「止む」の意味で、草木の成長が極限に達した状態を表しているとされています。家の守り神や大地の主、そしてお金を運んでくれる動物として崇められてきた蛇は、世界中の神話や伝説に登場します。蛇は脱皮するその姿がこれまでの古い考え方から抜け出して、一段と進歩する事に例えられ、その力強い生命力から不死と再生の象徴とされています。今年「蛇」の由来のごとく、経済が再生し景気が回復する年となって欲しいものであります。

今後は、青色申告者を含む納税者全般への、より公益性の高い事業活動を、展開してまいる所存ですので、皆さま方のご理解とご支援をお願い申し上げます。

さて、当会を取り巻く環境につきましては、依然として厳しいものがあり、ここ十年余にわたる会員の減少傾向につきましては、大きな課題であると認識しております。

会員の高齢化や廃業などが大きな要因と考えられますが、個人の事業者が減少しているわけではありません。

今まで青色申告制度をご存知なかった方などに、青色申告会と、会員メリットをよく理解して、仲間になっていただく工夫を、皆さま方とともに考え、行動していきたいと思えます。

間もなく、平成 年分の確定申告の時期を迎えます。地域の多くの納税者に、青色申告の特典と記帳指導の青色申告会を知っていただく絶好の機会であります。

また、白色申告者の記帳・保存制度の周知と、イータックスの利用推進につきましても、積極的に取り組んでいただきたいと存じます。本年も、役員と会員の皆さま方の、ご理解とご協力をお願い申し上げます。年頭の挨拶といたします。

さて、貴会におかれましては、青色申告の普及・育成及び納税道義の高揚を図るために、e-Taxなどの研修会や税務講習会の開催をはじめ、「くみんの広場」での広報活動など、幅広い活動を積極的に展開されました。

特にe-Taxの普及・定着につきましては、納税者の利便性の向上と行政運営の効率化を図るためにも、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まもなく平成 年分の所得税及び贈与税等の確定申告を迎えます。昨年に引き続き、確定申告会場を、「ベルサール渋谷ファースト」において、世田谷、北沢及び玉川の3税務署と共同で開設いたします。

本年も、青色コーナーでの青色申告の普及活動、決算指導、さらに平成 年から拡大される「記帳・帳簿等の保存制度」の周知など、皆様方のご協力を賜ることとなりますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が渋谷青色申告会並びに役員、会員の皆様方におかれまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう、ご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年の「あいさつ」

東京都渋谷区税務事務所長 大久保 哲也

新年明けましておめでとうございます。

社団法人渋谷区青色申告会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は、川口会長はじめ役員、会員の皆様より、東京都の税務行政に對して格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。わけても、適正申告の推進、各種講習会の開催や地域社会事業など、貴会の積極的かつ多面的な活動の展開に改めて敬意を表します。

さて、わが国経済は、景気の下振れが強く懸念されており、首都東京における事業活動につきましても、舵取りが極めて難しい状況にあると拝察



## 新年の「あいさつ」

渋谷区長 桑原 敏 武

新年明けましておめでとうございます。

社団法人渋谷区青色申告会の皆様におかれましては、ご健勝に新春をお迎えになられましたことを心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は川口会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様に渋谷区政全般にわたり、ご理解、ご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、昨年は欧州の経済危機にはじまり、依然として超円高が続く、国内の経済は回復のきつかけをつかみかねる1年でありました。その中で、震災からの復興、原発の再稼働問題に加え、尖閣、竹島の領土問題、北朝鮮のミサイル発射、そして電機産業の予想を超えた不振など、これまで見過ごされてきた問題が一斉に表面に現れた年でございました。

そのような中、山中伸弥京大教授がノーベル生理学・医学賞を受賞するという明るいニュースもありました。正しいと信じた研究の道を、一途に

します。都としては、首都に集中・集積する人材や情報がもつ力を最大限に発揮させることで、わが国の再生を牽引していかねければなりません。激しい環境の変化を踏まえながら、本年も、中小企業への様々な支援をはじめ、「東京ならではの」成長戦略に総力を挙げて取り組んでまいります。こうした中で、税務行政にあつては、厳しい経済情勢にあるからこそ、税の重みをより深く心に刻みながら、真摯に課せられた役割を果たしていかなければならないと考えております。

渋谷区税務所といたしましては、今後とも、適正かつ公平な税務行政の推進に職員一丸となつて取組み、納税者の皆様の信頼に応えるよう努力してまいります。

青色申告会の皆様には、本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、貴会そして会員の皆様にとり、更なるご発展、ご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

進んで大きな花を咲かせた山中教授の姿は、先行きが不透明で迷いの多い私たちにとって、大切なものを教えてくれたと思います。

渋谷において昨年の大きな出来事といたしましては、新しい渋谷の情報・文化の発信拠点として、渋谷ヒカリエの開業がございました。12月には来館者数が1,400万人を超え、大きな人の流れを渋谷にもたらしています。

また、渋谷ヒカリエには渋谷区防災センターを設置し、防災の拠点という側面もございます。

現在、渋谷は新しい街へと生まれ変わろうとしております。そのような中で渋谷ヒカリエは渋谷駅周辺整備の最初の一步となりますが、今後人々の集まる魅力ある渋谷をめざすとともに、帰宅困難者対策などを進め、災害に強い安心、安全の街にしていきたいです。そのことが個人事業者の方の経営基盤構築・安定にもつながっていると考えております。

渋谷区青色申告会の皆様方には、渋谷区政に対し引き続き熱いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに貴会の益々のご発展と会員の皆様の一層のご活躍、ご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

# 決算・確定申告、必要書類等事前準備チェックリスト！！

確認欄

1	昨年(平成23年)・一昨年(22年)の決算書、所得税・消費税確定申告書の控	<input type="checkbox"/>
2	税務署・青色申告会 から送られた書類等	<input type="checkbox"/>
	平成23年分決算書用紙	<input type="checkbox"/>
	平成23年分の所得税確定申告書用紙 平成23年消費税課税事業者の方は平成21年分の消費税確定申告書用紙	<input type="checkbox"/>
3	平成24年分の帳簿・集計表等、複式簿記の方は試算表等 (売上・経費のわかるもの。固定資産税、光熱費等家事按分の必要な方はそれぞれの合計・事業割合) 専従者給与・給与を支給している方は平成24年分一人別徴収簿 【消費税について】 届出書の提出等確認は出来ていますか。 記帳方法は税込経理・税抜き経理どちらですか。 消費税簡易課税の方は、売上の事業区分(第1種から第5種)は出来ていますか。 (事業区分は取引ごとに判断します。例えば他のものから購入した商品を性質・形状を変えないで業者へ販売した場合は第1種・消費者への販売は第2種となります) 消費税本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)の上、課税取引金額計算表の記入は出来ていますか。 【会計ソフト利用者について】 会計ソフト利用の方はデータをUSBメモリ等にバックアップのうえ、お持ち下さい。 (マックの方は機器の用意がありませんので、プリントアウトして又はノートパソコンをそのままご持参下さい) なお、24年分確定申告に関しまして会計ソフトでの初期設定等記帳指導期間は既に終了しております。 また、25年分の会計ソフトでの初期設定等指導は4月以降となりますのでご了承下さい。	<input type="checkbox"/>
4	公的年金受給者は平成24年分源泉徴収票(天引き介護保険料等が明記されています)	<input type="checkbox"/>
5	生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方は、保険会社・郵便局等が発行する支払い年金額等のお知らせ等が必要(支払金額・必要経費・源泉徴収税額等が記載)	<input type="checkbox"/>
6	給与収入のある方は平成24年分給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
7	保険料又は掛金を自分で負担した生命保険契約・生命共済に基づく一時金又は退職金共済契約若しくは退職年金契約に基づき支払われる一時金で退職所得とみなされないものは一時所得として課税。 保険会社・関係機関が発行する計算書が必要(支払金額・既払込保険料(掛金)が記載)	<input type="checkbox"/>
8	医療費控除を受ける方は、本人、生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書及び高額医療費の戻り・生保等給付補てん額の明細書	<input type="checkbox"/>
9	国民健康保険支払の方は平成24年中に支払った合計額	<input type="checkbox"/>
10	国民年金・国民年金基金等の控除証明書 (国民年金の控除証明書が平成17年から添付を義務づけられました。昨年11月頃、日本年金機構より送付されています。給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
11	介護保険支払の方は平成24年中に支払った合計額(給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
12	小規模企業共済加入者は小規模企業共済等掛金控除証明書	<input type="checkbox"/>
13	生命保険料控除証明書(新・旧生命保険、新・旧個人年金、介護医療保険)	<input type="checkbox"/>
14	地震保険料の控除証明書 給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>
15	寄付金控除の適用下限額が2,000円。特定寄付金の額の合計額をチェック	<input type="checkbox"/>
16	住宅取得控除を受ける方は住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の添付が必要となります。 24年中に住宅取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類の準備が必要です。事前に税務署・青申会事務局へお尋ね下さい	<input type="checkbox"/>
17	配偶者控除・扶養控除対象者のお名前・生年月日・平成24年中の収入等資料 障害者の方は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の等級の確認 納税者自身が勤労学生の場合、対象となる専修学校等の範囲が拡大されています。	<input type="checkbox"/>
18	ご印鑑	<input type="checkbox"/>
19	"e-Tax"での申告希望者は、事前の利用開始手続きが必要となります。早急に事務局職員にお尋ね下さい。 住基カード・電子証明書の取得及び開始届出書の提出、利用者識別番号及び税務署から通知された暗証番号を納税者自身のオリジナルの暗証番号へ変更送信、電子証明書の登録、納税用確認番号の登録等が必要となります。	<input type="checkbox"/>

※土・日来所の方は国民健康保険料等年間支払金額の確認は区役所が休みの為出来ません。  
不明の方は必ず事前に係へ問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。

## 平成24年分の決算・確定申告指導のご予約受付中！

### ★ご予約は事務局へお早めにお電話（3463-7043）

ホームページからもお申込みが出来ます。

### ★平成24年分所得税の確定申告の申告及び納税期限は3月15日（金）

振替納税の方の口座振替日は4月22日（月）手続き簡単お勧めします

### ★平成24年分個人事業者の消費税の確定申告の申告及び納税期限は4月1日（月）

振替納税の方の口座振替日は4月24日（水）手続き簡単お勧めします

- .....
1. ご予約の際に、記帳方法（手書き・会計ソフト）、消費税申告の有無（本則・簡易）をお知らせ下さい。
  2. 消費税の受付は2月中までになります。3月に入りますと所得税決算申告が優先されます。  
消費税の申告に関しましては3月19日（火）以降になります。

## “ e-Tax ” で 申 告 し よ う ！

.....

★ご利用の会員様は住民基本台帳カードの“電子認証”の有効期限（3年）をご確認ください。

切れている場合は更新手続きをお願いいたします。

★ご利用でない会員様は、ぜひ確定申告予約日までに住民基本台帳カード（電子認証機能付き）をご用意ください。ご協力をお願いいたします。

## 事務局より会費納入のお願い

★半年以上会費が未納の方は決算・申告の予約日前に納付をお願いいたします

（会費を半年以上未納の方につきましては決算・申告のお手伝いが出来ない場合がありますので  
ご注意下さい）

★当会では3月が会計年度末となっております

平成24年度分（平成24年4月～平成25年3月）の会費納入につきましては、お早めにお支払い  
いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。